

# 国立国会図書館に恒久平和調査局の設置を求める意見書

国立国会図書館に恒久平和調査局を設置するための「国立国会図書館法の一部を改正する法律案」は、平成11年8月に国会に提出され、以来、国会の解散、再提出を経て、平成15年10月、第157回国会で審議未了・廃案となりました。さらに、同法律案は平成16年6月、今国会に再び提案され、継続審査となっています。

この法律案の提案理由の趣旨は、「今次の大戦及びこれに先立つ一定の時期における惨禍の実態を明らかにすることにより、その実態について我が国民の理解を深め、これを次代に伝えるとともに、アジア地域をはじめとする世界の諸国民と我が国民との信頼関係の醸成を図り、我が国の国際社会における名誉ある地位の保持及び恒久平和の実現に資するため、国権の最高機関たる国会に置かれる国立国会図書館に、恒久平和調査局を置く必要がある」というものです。

歴史的事実を公正中立な立場から調査し、歴史事実を各国で共有することは、国際社会において必要不可欠な課題であり、国会が率先して歴史認識の基礎となる事実を検証することは、大きな意義をもつものです。

かつて千代田区は度重なる空襲により、5,700人余の死傷者を出しました。戦争の惨禍を後世に伝えていくことは、国際平和都市千代田区宣言を行い、世界の恒久平和を希求する我々区民の責務であります。

よって、千代田区議会は区民とともに、国会に対し、国立国会図書館に恒久平和調査局を設置することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成16年 6月18日

千代田区議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
宛